

森と琵琶湖を結ぶ  
笑顔で暮らせる豊かな農村

# 広報こうら

甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>

2010



11

TOWN INFORMATION

## シルバー運動会 9月12日



呉竹児童公園で、恒例のシルバー運動会が開催されました。心も熱く元気に身体を動かし、心地よい汗をかいていました。



2 愛のりタクシー 出発!

2 第83回 花壇コンクール審査結果

3 市居みかさん おはなし会

7 保育園・幼稚園 申込み受付開始

13 11月は児童虐待防止推進月間です

14 湖東定住自立圏

公共交通

## 愛のりタクシー 出発!



予約型乗り合いタクシー（愛のりタクシー）の出発式が9月27日、豊郷町の豊郷小学校旧校舎群で開催されました。

甲良町と1市3町でつくる「湖東圏域公共交通活性化協議会」が彦根市と多賀町で走らせていた予約型乗り合いタクシー（愛のりタクシー）の運行区域が、甲良町・愛荘町・豊郷町に広がり運行します。

出発式では、市町長に加えて「ひこにゃん」と多賀町の「たがゆいちゃん」のゆるキャラが参加し式典を盛り上げました。テープカットの後、ゆるキャラらに見送られ、関係者や招待客がタクシーに乗り込み出発しました。



## コンクール 第83回 花壇コンクール審査結果

9月24日、第83回秋花壇コンクールの審査が行われました。開花の状況や手入れ等の管理状況、印象度、更に子どもたちが毎日付けていた観察日誌等を参考に審査されました。

今年の夏は記録的な猛暑で、どの花壇も水やり等の管理の苦労のあとが見られましたが、子どもたちの世話が実ってサルビアとマリーゴールドが咲き誇っていました。



最優秀賞 金屋少年団



優秀賞 尼子少年団



優秀賞 北落少年団

最優秀賞	金屋
優秀賞	尼子
	北落
努力賞	正楽寺
	横関
奨励賞	呉竹

図書館

## 絵本作家 市居みかさんが来てくれたよ!



10月16日(土)図書館に滋賀県信楽在住の絵本作家・市居みかさんがおはなし会に来てくれました。

スクリーンに映しながらおはなし。楽しい演奏つき♪

絵本づくりの体験

市居さんのあたたかい声が絵本に命を吹きこみます。

主催・ぶっくパレットさんと

どんな絵を描こうかな?

おもしろいお話ができたよ



ぶっくパレットは、小学校・保育センター・支援センターなどに出前おはなし会をおこなっているボランティアサークルです。月末の日曜日10時30分より図書館で例会を開いています。興味のある方は、お気軽にのぞいてみてください!



↑市居みかさんにいただいたサインです。図書館に飾るので見に来てね。

募集

## グループハウス「けんじいの家」利用(入居)者募集のお知らせ

グループハウス「けんじいの家」の利用者(入居者)を募集します。(グループハウスとは)

利用(入居)者がお互いに助け合い共同生活しながら住みなれた甲良町で暮らすための家です。  
※地域の人や子どもたち、子育て中の親子が気軽に立ち寄れる場としても利用しています。

- ・所在地 甲良町下之郷 1511番地
- ・募集期間 平成22年11月1日(月)～11月30日(火)
- ・入居申請 町保健福祉課に備え付けの申請書により申請してください。
- ・入居決定 平成22年12月上旬に町審査会により決定します。(申込み順ではありません)
- ・入居開始 審査決定後随時

(入居募集定員) 5人

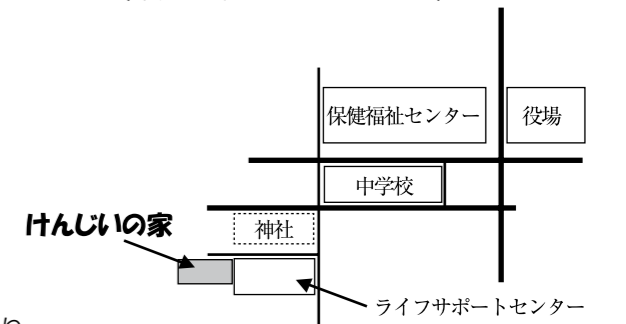
(入居対象者) 次に掲げる要件のすべてを備えている方。

- (1) おおむね60歳以上の方
- (2) 甲良町内に引き続き1年以上居住している方
- (3) 一人暮らし等の生活に不安がある方
- (4) 基本的に日常生活が、おおむね自立している方
- (5) グループハウスの生活において、自発的な意思により食事等日常生活全般にわたり、入居者相互が助け合いながら共同生活を営むことが可能な方

(料金) 利用料 1ヶ月20,000円

※居室(部屋は和室の個室です)および共同施設の利用。光熱水費相当分含む

※その他、食費等個人の生活全般に係る費用は個人負担となります



【問合せ先】 甲良町保健福祉課 グループハウス担当 ☎38-5151

誕生日

# 天使のほほえみ 1歳のおたんじょうびおめでとう!



おおや らいと  
**大矢 来歩**ちゃん  
11月3日生 (小川原)



いせき あん  
**井関 杏**ちゃん  
11月6日生 (長 寺)



のせ のえ  
**野瀬 乃愛**ちゃん  
11月11日生 (横 関)



おかばやし ほくと  
**岡林 星翔**ちゃん  
11月12日生 (長 寺)



おおはし りこ  
**大橋 俐心**ちゃん  
11月18日生 (正楽寺)



よねだ るき  
**米田 瑠輝**ちゃん  
11月25日生 (呉 竹)

平成23年1月号『天使のほほえみ』への掲載希望(H22年1月生のお子さん)の方は、11月29日(月)の「乳児の10ヶ月健診」時に写真をご持参ください。  
写真の裏に**お子さんの名前(ふりがな)、生年月日、住所**をご記入ください。  
問合せ 企画監理課 ☎38-5061 保健福祉センター(保健師) ☎38-3314

下水道

## トイレの水洗化は3年以内に！ 排水設備工事は町への申請が必要です

水洗トイレへの改造など排水設備工事は、町への申請が必要です。下水道条例で着工までに排水設備新設等計画確認申請を町へ提出することになっていますので、指定工事店を通じて申請してください。

### 【指定工事店とは】

下水道排水設備責任技術者試験に合格した技術者のいる町に登録をしている工事店のことです。  
現在、指定工事店は、町内60店、町外157店、合計217店が登録されています。(ホームページ記載)

尚、町では低所得者に対し「甲良町排水設備新設補助金交付要綱」を定め、要綱記載の対象者への支援を行っています。詳しくは、甲良町ホームページ又は水道課(☎38-5068)へ御確認をお願いします。

### 字別戸数水洗化率(%)

※平成22年10月1日現在

全 体	57.1
在 士	70.5
下之郷	81.0
尼 子	91.6
呉 竹	54.4
小川原	58.5
北 落	74.4
金 屋	52.7
正 楽 寺	41.7
池 寺	61.9
長 寺 東	67.5
長 寺 西	33.1
法 養 寺	79.6
横 関	86.6

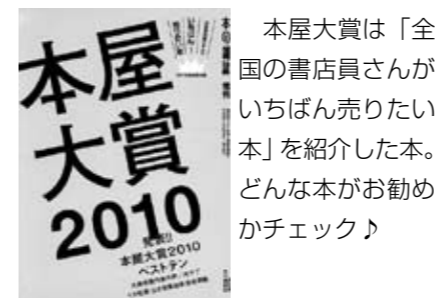
私たちの生活環境を改善し川やびわ湖がきれいになるよう、下水道の水洗化にご協力をよろしくお願ひします。

## 図書館 図書館に行こう♪

“読書の秋”何を読んだらいいか迷ったら—  
本の紹介の本。

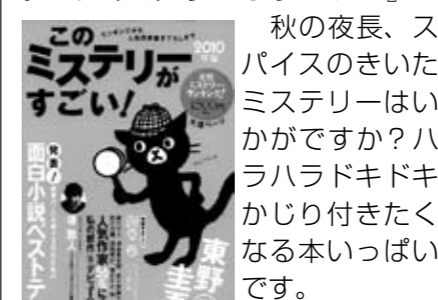
### 『本屋大賞2010』

本の雑誌編集部/編者



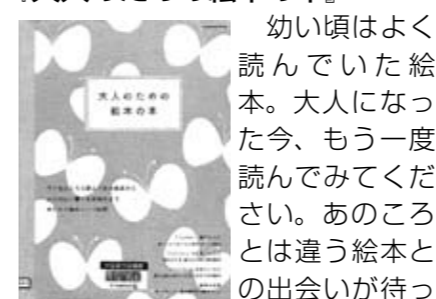
本屋大賞は「全国の書店員さんがいちばん売りたい本」を紹介した本。どんな本がお勧めかチェック♪

### 『このミステリーがすごい!』



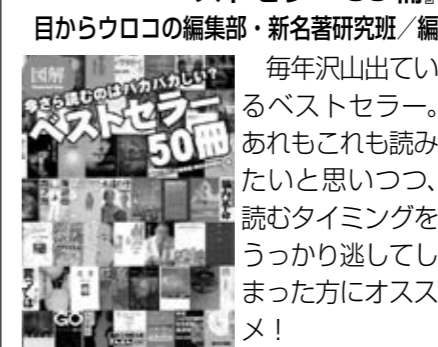
秋の夜長、スパイスのきいたミステリーはいかがですか?ハラハラドキドキかじり付きたくなる本いっぱいです。

### 『大人のための絵本の本』



幼い頃はよく読んでいた絵本。大人になった今、もう一度読んでみてください。あのころとは違う絵本との出会いが待っています。

### 『今さら読むのはバカバカしい? ベストセラー50冊』



毎年沢山出ているベストセラー。あれもこれも読みたいと思いつつ、読むタイミングをうっかり逃してしまっただけにオススメ!

☆☆☆お知らせ☆☆☆

### 絵手紙展

11月6日~28日

絵手紙ボランティアグループ「ほほえみ」さんによる作品展です。

### 雑誌リサイクル

11月6日~

古くなった雑誌(2009.4~2009.9分まで)を無料でお譲りします。数に限りがありますのでなくなり次第終了とさせていただきます。ご予約やお取り置きなどもいたしませんのでご了承ください。

## 11月の催し物

11月13日(土) 11:00~

おはなし会  
クレヨンさんの人形劇

11月19日(金) 11:00~

ぴよぴよひよこのおはなしかい  
「0, 1, 2歳児向けのおはなし」

11月27日(土) 14:00~

子どもえいが会  
「ホッタラケの島」

11月28日(日) 14:00~

名作映画会  
「剣岳」



### 【返却期限を守りましょう】

図書館の資料はみんなのものです。返却が遅れると、他の利用者への迷惑となります。必ず期限内に返却しましょう。  
(図書・AV資料などを長期延滞されている方は、お手持ちの資料を返却されるまで、新たに資料をお借りいただけない場合がありますのでご了承ください。)  
また、館内での飲食はお断りしております。あわせてご協力をお願いします。

子育て支援センター

# ほっと館

だれもがホッとできる場所と、ホットな情報発信地、そして、子育て真っ最中の人たちほっとかん!

子育て支援センターの情報を発信します!

甲良町

www.kouratown.jp  
ホームページ > 暮らしの便利帳 > 子育て  
子育て支援センターのいろいろな情報や  
サークル活動など載せていますので、ぜひ  
ご利用ください。

岩城敏之さん講演会  
「笑って学ぶ 現代の子育てのコツ」

☆日時 平成22年11月18日(木)  
10:15~10:50

☆会場 子育て支援センター  
☆講師 キッズいわき・ぱふ代表  
岩城敏之さん

子どもの遊びの環境や  
玩具・絵本について、保  
育園・幼稚園・小学校な  
どの職員研修や保護者研  
修の講師として全国で活  
躍中。日本子どもの発達  
研究所講師などを務める。



☆遠足を予定しています。  
雨天の場合は、室内あそびを用意しています。  
持ち物: すいとう・帽子

## 教室の開催日

- 11月1日(月) にこにこひろば 10:00~11:30 長寺地域総合センター
- 11月2日(火) のびのびひろば 10:00~11:30 呉竹地域総合センター
- 11月4日(木) わいわいひろば 10:00~11:30 長寺地域総合センター
- 11月5日(金) すくすくひろば 10:00~11:30 呉竹地域総合センター
- 11月10日(水) こあらくらぶ・かんがるーくらぶ合同 10:00~11:30 子育て支援センター  
《子どもの病気について医師から学ぶ》

もちもの お茶  
当日の参加も  
いいですよ

## 11月のサークルひろば

- あおぞらサークル 17日(水) 9:30~11:30 子育て支援センター
- ひまわりサークル 1日(月) 10:00~11:30 呉竹地域総合センター
- ママサークル 10日(水) 10:00~11:30 子育て支援センター

## ほっと館フェスタのご案内 11月18日(木)

- 〈時間〉 午前 10:00 ~ 12:00 (午前 9:45 受付)
- 〈場所〉 子育て支援センター
- 〈持ち物〉 お茶
- 〈対象〉 甲良町在住の未就園児と保護者さん

〈楽しいコーナー紹介〉

### ☆キッズいわきさんとおしゃべりのコーナー

講演後、いわきさんによる子育てアドバイスを聞いたり、子どもたちは、いわきさんの楽しいおもちゃや絵本で遊びましょう!

### ☆リラクゼーションコーナー

ハンドマッサージ・クイックマッサージで身体の力をほぐしましょう。

その他

絵本タイム・体操タイム・オカリナ演奏・楽しい劇あそびなど、楽しい内容がいっぱいです。

## 親子ふれあい教室



10月15日(金)  
甲良町運動公園芝広場にて開催しました。  
みんなで楽しくふれあひあそびをしました。

## 子育て支援ルームひろばの催し

### ☆ぼかぼかタイム☆

日時 11月24日(水)  
10時40分から15分程度

### ☆オオベビーのすまいるタイム☆

日時 11月15日(月)  
10時30分から11時30分  
持ち物 お茶・必要な方はミルク

## 11月の相談予定日

### 子育て相談日

11月11日(木) 9時~17時  
11月26日(金) 9時~17時

### 教育相談日

11月5日(金) 13時~17時  
11月19日(金) 13時~17時

※秘密は厳守しますので、安心してご相談下さい。

【問合先】 子育て支援センター(ほっと館) ☎ 38-8003

保育園  
幼稚園

# 平成23年度 保育園・幼稚園の申込み 受付開始

<<< 受付期間 >>>  
11月1日(月)~11月12日(金)  
9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)



## <<< 申込書配付場所 >>>

教育委員会(町公民館内) / 甲良東・西保育センター  
呉竹・長寺センター / 子育て支援センター  
甲良町ホームページ <http://www.kouratown.jp/>  
トップページ > 暮らしの便利帳 > よりダウンロードしていただけます。



## <<< 申込受付場所 >>>

教育委員会(町公民館内)  
甲良東・西保育センター  
呉竹・長寺センター

## 保育園

### ▽入園対象児

おもに家族が家庭内で保育できない生後6ヶ月~5歳児の乳幼児  
例) 乳幼児の保護者が昼間、家庭外で仕事をしているため、保育ができない。

- 0歳児 満6ヶ月から
- 1歳児 H21.4.2~H22.4.1生
- 2歳児 H20.4.2~H21.4.1生
- 3歳児 H19.4.2~H20.4.1生
- 4歳児 H18.4.2~H19.4.1生
- 5歳児 H17.4.2~H18.4.1生

### ▽保育時間

平日8時~16時  
希望者のみ ①早朝保育 平日 7時30分~  
②延長保育 平日18時30分まで  
③土曜保育 8時~18時30分

### ▽保育料

両親と乳幼児を扶養している世帯員等の前年所得税もしくは前年度町民税の税額と、入園児童の年齢等によって決定します。



- 注意事項
- ①平成22年度中に育児休暇を終えて、職場復帰する方、または途中入園をされる方なども、必ずこの期間にお申込みください。
  - ②受付後、園ごとの入園希望者数が、定員を超える場合、入園審査をして入園者を決定します。
  - ③受付期間終了後の申込者の決定は、期間内申込者の入園調整・決定後になります。

## 幼稚園

### ▽入園対象児

町内在住の満3、4、5歳児  
3歳児 H19.4.2~H20.4.1生  
4歳児 H18.4.2~H19.4.1生  
5歳児 H17.4.2~H18.4.1生

### ▽保育時間

平日 8時~13時30分

### ▽保育料

月額 9,600円  
(内訳: 保育料6,500円/給食費3,100円)  
通園バス利用者別途1,300円  
※通園バス利用は呉竹・小川原・長寺東・法養寺・横関区を除きます。

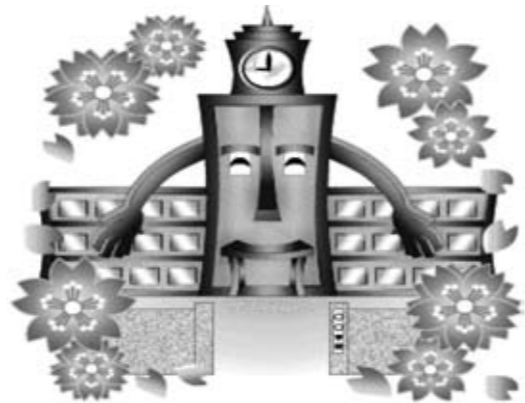


【問合先】 甲良町教育委員会 学校教育課 ☎ 38-5070

ボランティア

## 学校支援ボランティアとして (地域の人へのメッセージ)

学校は、保護者や  
地域の方の  
ご協力により  
支えられています。



《登下校の見守り》



《稲刈り体験支援》



《縦割り遠足見守り》



《読み聞かせ》

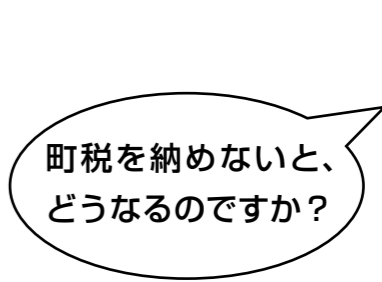
※学校支援ボランティア登録をお願いします。個人またはグループで応募していただいても結構です。

納税

## もしあなたが町税などを 滞納してしまうと・・・



納めないで放置する  
と損することばかり  
です。



町税を納めないと、  
どうなるのですか？

納期限を過ぎた町税には延滞金が加算され、預金や不動産、給与などの貴重な財産が差し押さえられることがあります。

地方税法には「納税者が督促状を受け完納しない場合、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない」と記されています。滞納状態を放置すると滞納者の意思に関係なく、本税以外に督促手数料や年率 14・6%の延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収されることになっています。この結果、滞納者は経済的な不利益と社会的な信用を失い、処分を行う町としても本来不要であるはずの調査時間や処分経費を費やすことになります。



最近ニュースや新聞で差押の話をよく聞きますが？



すぐに納付できない事情があるときは？



公平な納税のために滞納処分が避けられなくなっています。



特別な事情がある場合は納税猶予制度が利用できます。

全国の市町村では、住民税や国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税などの地方税滞納者に対し、以前に増して厳しい滞納処分を行っています。納税は国民の義務の一つであり、滞納となっている地方税を放置しておくことは、町の財政を圧迫するだけでなく、納期内にきちんと町税を納めていただいている大部分の善良な納税者との公平性を欠くことになります。

このことから本町では、資力があるのに納付しない悪質な滞納者に対して、滞納処分をさらに強化しています。

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限内に納付することが困難な人には、生活状況などをお聞きした上で徴収を猶予し、一定の条件内で別に納税計画を立てることが出来ます。ただし、虚偽の申出や納税計画を履行しないなど不誠実な人に対しては判明後、最終手段として滞納処分を行います。

差押は町税などの完納を目指して行う様々な方策の中のひとつの手段であり、処分自体が目的ではありません。窓口の納税相談では、滞納税額が完納に至るまでの方策を前向きに検討します。

未納のまま放置しないで、まずは相談を！

包括支援センター 第17期 筋力トレーニング教室参加者募集

筋力トレーニング教室では、加齢や腰痛・膝痛などの身体機能の低下や転倒による骨折から引き起こされる要介護状態を予防するために、油圧式マシンを使った筋力アップ教室を行なっています。運動指導員が個別に指導をします。筋力・バランス柔軟性・敏捷性の機能向上が望めます。『介護予防健診』の結果、事業への参加が望ましいと判断されている方は積極的に申し込み下さい。

- ☆募集期間☆ 平成22年11月 1日(月)～11月15日(月)
- ☆対象者☆ ・65歳以上の方で、介護予防健診の結果「運動機能向上事業の利用が望ましい」と、判定されている方。  
・65歳以上の方はどなたでも参加できます。
- ☆開催日時☆ 12月 3日(金)～平成22年 3月22日(火)  
・毎週：火曜日・金曜日 午後1時30分～3時30分
- ☆開催場所☆ 甲良町ライフサポートセンターほっと館 はつらつルーム
- ☆参加費☆ 9,800円(全期28回分)
- ☆定員☆ 10名

※お申し込みは、保健福祉センター内・地域包括支援センター窓口においてある申込書にご記入のうえ期間内にお申し込み下さい。

※送迎の必要な方には、1回100円で利用することができます。申込書に送迎希望の旨をご記入下さい。

～家庭で簡単にできる筋トレ～

※膝の痛い方は無理のない範囲で、行いましょう。  
※ゆっくりと、自分のペースで行いましょう。

**はじめましょう! 足腰を鍛えるための簡単筋力アップ運動**

足の後ろ上げ	4分の1スクワット	つま先立ち
①いすから少し離れて立ちます。両手でいすの背をつかんで、上半身だけ45度ほど前に傾けます。 ②ひざが曲がらないように、片方の足をゆっくり後ろに上げます。 ③そのままの状態を1秒間つづけた後、ゆっくりと元の姿勢に戻します。	①肩幅より少し広めに立ちます。 ②上半身をまっすぐにしたまま、1、2、3、4でひざを4分の1くらい曲げ腰を落とし、1、2、3、4でひざをのばして元の姿勢に戻ります。	①両足を軽く開いて、いすから少し離れて立ちます。 ②つま先を軸にして1、2、3、4でゆっくりとかかとを上げ、1、2、3、4でゆっくりとおろします。

一般高齢者介護予防事業

★転倒予防教室のお知らせ★

対象者：おおむね65歳以上の方で、体力の低下・運動不足を感じている方。  
運動を通じて、健康維持につとめたいと考えておられる方。

11月の転倒予防教室のテーマは「膝痛改善・予防体操」です。

開催日：Aグループ⇒ 4日(木)・18日(木) 13:30～15:00

Bグループ⇒ 12日(金)・26日(金) 10:00～11:30

場 所：甲良町ライフサポートセンター ほっと館 ほのぼの・ふれあいルーム

参加費：1回 200円(送迎を希望される方は、1回100円で利用できます)

※新しく参加を希望される方は、事前に地域包括支援センターまでお問い合わせください。

包括支援センター 《はつらつルーム一般講習会開催のお知らせ》

介護予防の拠点となる施設として、「ライフサポートセンターほっと館」ができました。5月より、筋力トレーニングの会場として、はつらつルームの空き時間を利用して一般開放を行っています。

はつらつルームの利用にあたっては、事前に講習会をうけていただくことが必要になります。希望される方は、申込みの上必ず講習会を受けてくださるようお願いいたします。

第5回講習日：11月24日(水) 午後3時30分～4時30分

☆持ち物☆ 運動できる服装・上靴・お茶または水・受講料200円

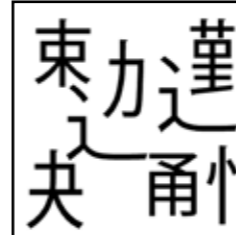
☆定員☆ 15名(先着順) 40歳以上の方が対象となります。

☆申込方法☆ 申込用紙に必要事項を記入し、提出していただくか、電話で地域包括支援センターにお申し込み下さい。

※申込用紙は、地域包括支援センター(保健福祉センター内)及び、ほっと館に用意しています。

～やってみよう脳トレ③まちがい探し～

問題：次のイラストの左右を比べて、違うところを7つさがしましょう。(答えは、広報12月号で。)



～やってみよう脳トレ②漢字パズル～

答え：「通勤快速」簡単すぎました??

ワンポイント

毎日少しの時間でいいので、何かに集中して取り組むことが脳を活性化することにつながります。

※地域サロン・老人会のみなさんへ

サロンや老人会でも簡単に体操に取り組んでいただけるよう運動ビデオを作りました! わかりやすい内容で、やさしい運動ですので、積極的に活用して下さい。

扶養手当

## 父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます！ 申請はもうお済でしょうか？



ひとり親家庭に対する自立を支援するため、今まで母子家庭の母に支給されていた『児童扶養手当』が平成22年8月1日から父子家庭にも支給されることになりました。児童扶養手当とは父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

児童扶養手当を受給するためには、申請が必要です。

**平成22年7月31日までに支給要件に該当している方が、平成22年11月30日までに申請された場合「8月分」から支給されます。11月30日を過ぎると申請の翌月からの支給になります。**

### ○父子家庭の支給要件

次の①から⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。ただし、年金を受給している場合など手当が支給されない場合があります。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど）

### ○手当が支給されない場合

- ①対象児童や手当を受けようとする父または養育者が、公的年金や労働基準法等に基づく遺族補償を受けられるとき
- ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているとき
- ③児童が障害を有する母に支給される公的年金の加算の対象となっているとき
- ④児童や父または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ⑤父が婚姻しているとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます）
- ⑥児童が母と生計を同じくしているとき
- ⑦所得が限度額を超えている場合（詳細は担当課までお問い合わせください）

### ○手当額（月額）・・・子どもの数や、受給資格者の所得等により決められます。

児童1人の場合 全部支給：41,720円 一部支給：41,710円から9,850円  
児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき3,000円

### ○申請手続きに必要なもの

受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本（婚姻日・離婚日が記載されているもの）  
世帯全員の住民票  
印鑑  
通帳（受給資格者名義の通帳）  
その他、状況により必要な書類がありますので、詳細は担当課までお問い合わせください。

虐待

## 11月は児童虐待防止推進月間です。

### 子ども虐待とは

保護者が子どもに加える行為で下記の4つに分類されます。

- ◆身体的虐待
  - 殴る、けるなどの暴力行為
  - タバコなどによるやけど
  - 冬、戸外に長時間しめだす など
- ◆性的虐待
  - 性的行為の強要
  - 性器や性交を見せる など
- ◆ネグレクト（養育の拒否・怠慢）
  - 家に閉じこめる
  - 食事を与えない
  - ひどく不潔にする など
- ◆心理的虐待
  - 無視、拒否的な態度
  - 言葉によるおどし
  - 子どもが同居する家庭におけるDV など

### 見逃さないで！ 「たすけてサイン」

#### 子どもからのサイン



- ◆不自然なあざ・やけど
- ◆極端にやせているなど、栄養失調状態
- ◆衣服やからだ（髪や手足等）が不潔
- ◆無表情、大人を見るとおびえる
- ◆落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

#### 保護者からのサイン



- ◆衣服、寝具が不衛生状態
- ◆子どもの健康や安全への配慮がない
- ◆子どもを家に置いたままの外出が多い
- ◆いつもイライラして子どもに当たる
- ◆地域との交流がなく孤立している

## あなたの声が子どもを守ります

『虐待かな？』と疑ったら  
市町や子ども家庭相談センターへご連絡ください  
○秘密は守ります ○匿名でもかまいません

ホットライン  
☎ 077-562-8996 (FAX可)  
滋賀県中央子ども家庭相談センター 24時間対応（県内全域）

健康福祉事務所（県子ども家庭相談室）		
東近江健康福祉事務所	東近江市八日市緑町8-22	0748-22-1300
湖東健康福祉事務所	彦根市和田町41	0749-21-0283
湖北健康福祉事務所	長浜市平方町1152-2	0749-65-6662

子ども家庭相談センター（児童相談所）		
中央子ども家庭相談センター	草津市笠山7丁目4-45	077-562-1121
彦根子ども家庭相談センター	彦根市小泉町932-1	0749-24-3741

## 子どもを虐待から守ろう



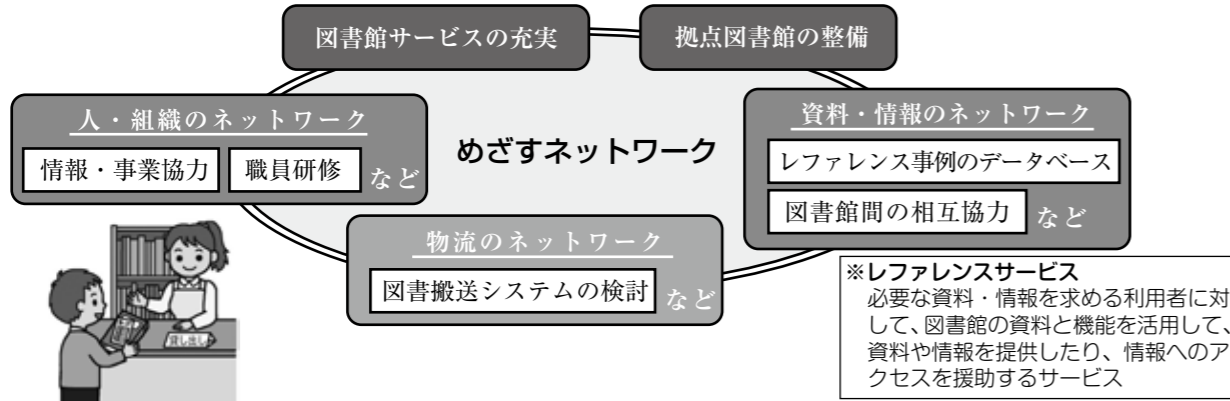
オレンジリボンには、「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。

滋賀県でも、虐待によって、子どもの命が奪われ、心が傷ついています。子ども虐待について理解し、虐待をなくすために、ぜひあなたの力を貸してください。あなたも、オレンジリボンを着つけ、子ども虐待の防止をアピールしてください。子どもに希望にあふれた明るい未来を贈るの、私たちの役目です。

# 湖東定住自立圏の具体的な取り組み (甲良町と彦根市、愛荘町、豊郷町、多賀町との広域連携)

湖東圏域内図書館相互の多様なネットワークの構築を進めます。

図書館部会では、湖東定住自立圏形成協定に基づき、湖東圏域の図書館が相互に資料や情報、人や組織などのネットワークを構築するとともに、拠点機能を果たす図書館を整備することにより、圏域住民へのより充実した図書館サービスの実現をめざします。



## 図書館間の連携を強化し、人・組織のネットワークを構築します。

圏域内の図書館が定期的に様々な情報を交換したり、図書館行事を共同で開催するなどの連携を強化していきます。

また、図書館職員の交流や合同による研修会などを実施し、職員の資質のレベルアップを図っていきます。



湖東圏域図書館合同研修会  
9月30日 多賀町立図書館

## 相互貸借のための需要調査を実施しています。

現在、当館が所蔵していない図書は、県立図書館や他の図書館からお借りして提供させていただくことがあります。その際は、県立図書館の車が県内各図書館を巡回し、図書を配送しています。

湖東圏域内において、どの程度需要があるのか、6月1日から調査を実施しています。

また、今後その結果を踏まえて、将来的な相互利用に向けての検討を進めていきます。

※相互貸借  
相互協力の一つで、自館にない図書を図書館間で貸借して利用者の要求に応えること。



多賀町立図書館でのワークショップ風景  
10月4日

## 多文化・障がい者・高齢者サービスへの取り組みを進めます。

情報交換やノウハウの共有など相互支援を行いながら取り組みを進めていきます。

## 圏域内図書館ホームページの紹介

インターネットを使って、圏域内各図書館の利用案内や行事予定などの情報を調べたり、本の検索をすることができます。



詳しくは、お住まいの図書館にお尋ねください。

豊郷町立図書館 Tel. 0749-35-8040  
<http://library.town.toyosato.shiga.jp/earch.html>

愛荘町立 愛知川図書館 Tel. 0749-42-4114  
秦荘図書館 Tel. 0749-37-4345  
<http://www.town.aisho.shiga.jp/lib/index.html>

甲良町立図書館 Tel. 0749-38-8088  
<http://www.koura-lib.jp/WebOpac/webopac/index.do>

多賀町立図書館 Tel. 0749-48-1142  
<http://www.tagatown.jp/content/view/257/19/>



## 人権

# 平成22年度全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

## 目的

夫・パートナーからの暴力やストーカーなどの事案は、依然として数多く発生していることから、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、大津地方法務局と滋賀県人権擁護委員連合会は、同ホットラインを通じて、女性をめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、強化週間を実施する。

## 実施日時

(1) 期間 平成22年11月15日(月)から同月21日(日)までの7日間  
(2) 時間 午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

## 男性も女性も子育てを楽しめる社会に

男性が育児休暇を取ろうとすると、「職場での理解が得られない」「収入が減少する」などの問題もあり、男性の育児休暇取得率はごくわずかです。しかし、育児休暇をとることで、子育ての大変さとともに楽しさをより実感でき、家族の絆を強めることにもなるのではないのでしょうか。男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすことはとても大切なことです。

## 男だから、女だからと決めつけていませんか？

人は生まれつきの生物学的性別(セックス)があります。一方、社会通念や慣習によりつくり上げられた「男性像」(「男性に期待される行動」)「女性像」(「女性に期待される行動」)があります。このように社会的につくられた性別を「ジェンダー」といいます。ジェンダーに基づく固定観念は、多様な個性をもつ人を、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と決めつけてしまい、個人の能力や個性の発揮を妨げることもあります。

男性も女性も社会のあらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性や能力を発揮できる社会づくりが求められています。

## 女性への暴力を許さない

### ドメスティック・バイオレンス (DV)

夫婦や恋人などの男女間における暴力を「ドメスティック・バイオレンス (DV)」といい、被害者の多くは女性です。身体的暴力のみならず、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的暴力なども含まれます。

これらの問題の解決をめざして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」が2001年(平成13年)10月に施行され、被害者に対する公的な相談や支援体制の充実が図られています。

また、DVは、個人的な問題にとらえられがちであるため、発見や解決が遅れやすいうえに、パートナーから暴力を受けると、被害者の方が自分を責めてしまうケースが多く見受けられます。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会づくりに努めましょう。

DVやセクシュアルハラスメント以外にも女性に対する「性犯罪」や「売買春」、「ストーカー行為」などの暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、早急に対応する必要があります。

## 新米パパの挑戦



### セクシュアルハラスメント

相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることを「セクシュアルハラスメント」といいます。

これは、職場や地域、学校など、上下関係や力関係があるところできりやすく、立場上拒否しにくいという現実があります。しかし、それが重大な人権侵害であることをすべての人が自覚し、被害に対して声を上げていくとともに、セクシュアルハラスメントを許さない社会をつくるのが求められています。





年金

## 年金からのお知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます  
～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（平成23年3月15日まで） ☎0570-070-117

※通話料金は、一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。

※IP電話等の方は、☎03-6700-1130にお電話ください。こちらの番号の通話料金は、全額お客様負担となります。

〈受付期間〉平成22年11月1日（月）～平成23年3月15日（火）

〈受付時間〉月曜日～金曜日：午前8：30～午後5：15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7：00まで受付

※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。

・第2土曜日：午前9：30～午後4：00

【問合先】彦根年金事務所 ☎23-1114

県税  
町税

## 県税や町税の納め忘れはありませんか？

皆さんから納めていただく県税や町税は、福祉・教育など住民の方々への身近な行政サービスに使われる大切な財源です。

県と町では、12月を県内共通の「滞納整理強化月間」として、滞納されているの方々に対し、税の公平な負担の観点から、一斉に重点的な滞納整理を行います。

もし納税されておられないと、ご自宅の搜索や給与・預金等を差押えすることがありますので、もう一度、納め忘れがないかお確かめください。

県と県内全市町では、公平な税負担と税収の確保を図るため、平成20年度から「滋賀地方税滞納整理機構」を設置し、連携・協働して県税と市町税の滞納整理を推進しています！

お問い合わせ先 県税 東北部県税事務所納税担当 ☎0749-27-2206  
町税 甲良町税務課 ☎0749-38-5064

防災

## 消防署だより 犬上分署（☎38-3130）

### 秋の火災予防運動

11月9日から11月15日までの1週間は、全国統一標語『消したかな あなたを守る 合言葉』を標語に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災の発生しやすい時期を迎えるにあたって、住民一人ひとりが火災予防に対する関心を深め、知識を持ち、火災の発生を防ぐことと、死傷者や財産の損失を防ぐことを目的に毎年実施しているものです。

彦根市消防本部管内で昨年発生した火災件数は47件で、出火原因は放火や放火の疑い、たばこ、こんろ周りからの出火が大半を占めています。

ちょっとした気のゆるみや、不注意による出火は後を絶たず、常に一人ひとりが火災予防を意識し、以下の「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を実践しましょう。



### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

#### 『3つの習慣』

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

#### 『4つの対策』

4. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
5. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
6. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
7. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

### 正しい119番通報要領の呼びかけ

119番通報は、目の前で火災や事故等が発生すると、誰もが気が動転し、あわてて興奮状態になってしまう為、普段なら普通に話せることが、すぐに出来ない状況であることを日頃から認識し、いざという時に備えて電話機のそばに「住所」、「氏名」、「年齢」、「目標物」、「電話番号」を記入したメモなどを準備しておく、考えることなく迅速な119番通報が行えます。

また、火災であれば「何がどのように燃えているのか」や、救急であれば「意識はあるのか？」や「どこをどの程度怪我しているのか？」などの詳細情報が把握できれば、出場する消防隊・救急隊は資機材等を準備することができ、迅速な現場活動へつながります。

近年は、携帯電話からの119番通報も増えています。彦根市、犬上郡内から携帯電話を使用し119番通報をされると、ほとんどが加入電話と同様に彦根市消防本部（通信指令課）につながります。しかし、携帯電話は、電波で通信通話を行う為、彦根市消防本部以外の消防本部につながることがあります。このような場合は、受信した消防本部が内容を確認し、担当の消防本部へ電話を転送する体制になっています。

### 携帯電話による119番通報のポイント

- ・災害発生場所の地名や住所を確認し、「彦根市または犬上郡」から場所を伝え、「住所」、「世帯主」、「目標物」をしっかりと伝える、場所がわからなければ目標物や通報場所までの経路を確認し伝える。
- ・携帯電話は電波の状態が悪く途中で切れたり、聞き取りづらい場合がある場合は、近くの固定電話から119番通報にかけなおす。
- ・通報している携帯電話の電話番号はすぐに言えるようにしておく。
- ・通報後も折り返し電話をすることがあるので電源は切らない。
- ・自動車などを運転している場合は、必ず安全な場所で停車し通報する。



お知らせ

## 税務署からのお知らせ

### ～ 相続又は贈与等に係る生命保険契約や損害保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について ～

この度、遺族の方が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象にならないとする最高裁判所の判決がありました。そこで、このような年金に係る税務上の取扱いを改めることとしましたので、お知らせします。これにより、平成17年分から平成21年分までの各年分について所得税が納めすぎとなっている方につきましては、その納めすぎとなっている所得税が還付となります。

お手数をお掛けしますが、必要なお手続き（更正の請求又は確定申告など）をしていただきますようお願いいたします。この取扱いの変更の対象となる方や所得税の還付のお手続きについては、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

- ※ 平成17年分について、早い方は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、お早目のお手続きをお願いします。
- ※ 受け取られた年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象となる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった方も対象となります。

## 11月は『労働保険適用促進強化期間』です

厚生労働省では、「労働保険未手続事業の一層」に向けて年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月を、『労働保険適用促進強化期間』として、全国的に集中的な広報活動を展開しています。

労働保険（労災保険と雇用保険）は、職場の皆さんが安心して働いていただくため、政府が管理・運営している保険制度です。

労働者を一人でも雇用する事業主は、業種や規模の大小に係わらず、すべて労働保険に加入することとなっております。（農林水産の一部の事業は除きます）

まだ労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、今すぐ最寄りの労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）で加入手続をとってください。

【問合先】 滋賀労働局・労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

### ひとのうごき

< >内は前月との比較 H22.10.1現在

	総人口		0～15歳未満	15歳以上～65歳未満	65歳以上
男	3,770	<-5>	534	2,410	826
女	4,114	<-5>	528	2,415	1,171
合計	⑧7,884	<-10>	1,062	4,825	⑨1,997
世帯数	2,500	<+4>	⑨÷⑧=高齢化率 25.33% 高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。		

プール  
&  
お風呂

## 温水プール・香良の湯カレンダー

利用案内 <http://www.izumi21.co.jp/koura/indexpage.htm>

11月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 休館日	3 教室日	4	5 教室日	6 教室日
7	8	9 休館日	10 教室日	11	12 教室日	13 教室日
14	15	16 休館日	17 教室日	18	19 教室日	20 教室日
21	22	23 休館日	24 教室日	25	26 教室日	27 教室日
28	29	30 休館日	■休館日			

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1 教室日	2	3 教室日	4 教室日
5	6	7 休館日	8 教室日	9	10 教室日	11 教室日
12	13	14 休館日	15 教室日	16	17 教室日	18 教室日
19	20	21 休館日	22 教室日	23	24 教室日	25 教室日
26	27	28 休館日	29 休館日	30 休館日	31 休館日	※プール
26	27	28 休館日	29	30	31 休館日	※お風呂

### 水泳教室生徒募集中

ジュニアスイミング教室【4歳から小学生まで】

水なれから始まり、クロール・背泳ぎ・平泳ぎ・バタフライに加え個人メドレーが泳げるように指導します。年間を通じて水泳により病気にかけにくい健康な体づくりと、子供の限らない可能性を引き出すのを目標とします。

曜日・時間	対象	定員	受講料
水曜日 午後5時～6時	4歳～未就学児	予約	4,000円
水曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	40名	
金曜日 午後5時～6時	小学1～2年生	40名	
金曜日 午後6時～7時	小学3～4年生	40名	
土曜日 午後3時～4時	4歳～未就学児	予約	
土曜日 午後4時～5時	小学1～2年生	40名	
土曜日 午後5時～6時	小学3～4年生	40名	
土曜日 午後6時～7時	小学5～6年生	40名	

《水泳教室受講手続き》  
教室の受講料と印鑑をご持参の上、温水プール受付まで。

成人スイミング教室【中学生以上】

運動不足やストレスの解消に体の中から健康づくりを応援します。泳げない方から泳ぎを磨きたい方までクラス別に指導します。

曜日・時間：水曜日 午後1時30分～2時30分 又は 土曜日 午後7時～8時  
定員：各教室30名 受講料：4,400円

健康塾【中学生以上】

泳ぐのではなくプールの中で歩いたり、体操したりする水中運動です。  
曜日・時間：金曜日 午後1時30分～2時30分 定員：30名 受講料：2,000円

ウキウキウォーキング【中学生以上】

ヌードルという浮き棒を使って行う水中歩行です。水の特性「浮力」「水温」「水圧」「抵抗」を利用して運動します。

曜日・時間：金曜日 午後7時30分～8時30分 定員：30名 受講料：2,000円  
◎各教室とも月4回で、受講料は1ヶ月分です。

【問合先】 温水プール・香良の湯 ☎38-5155

### せせらぎ農産物直売所

<営業日時> 毎週木曜日～火曜日 9時～12時  
<電話番号> 38-2744  
スタンプカード（500円＝1点）で20点集めて  
素敵なプレゼントを進呈中

水と土と太陽の恵み

### 行政相談日（第2火曜日）

11月9日（火）10時～12時  
保健福祉センター2階 相談室  
相談内容 ①医療保険・年金  
②道路 ③生活保護  
④郵政 ⑤雇用など

### 就学奨励資金給付申請について

この制度は、小・中学校に在学している児童・生徒のいるご家庭で、経済的な理由により就学することが困難な場合に、学用品費・学校給食費など必要な援助をすることで、小・中学校における義務教育の円滑な就学を図る制度です。

#### ■援助の対象となるもの

学用品費、新入学児童生徒学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費などがあり、援助額が定められています。

#### ■申請方法

各学校または教育委員会へ直接申し込んでください。なお、申請されても対象者とならない場合もありますのでご了承ください。

【問合先】 甲良町教育委員会 学校教育課 ☎38-5070

### <11月は労働時間適正化キャンペーン期間です>

滋賀労働局では労働時間適正化キャンペーンの取組の1つとして、無料相談ダイヤルを実施します。

#### 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）

労働時間等に関する相談に都道府県労働局の担当官が応じます。  
全国一斉対応日時：平成22年11月6日（土）9時から17時まで

フリーダイヤル：0120-794-713  
なくしましょう 長い残業

# 健康カレンダー

自分の体は自分で守ろう！

## 11月後半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
2歳6ヶ月健診	18日(木)	9:30～10:00	H20年3月4月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
乳児健診4ヶ月 及びBCG予防接種	29日(月)	13:00～13:30	H22年7月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 BCG予診票
乳児健診10ヶ月	29日(月)	13:30～14:00	H22年1月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 写真(広報への掲載希望者)

## 12月前半分 (会場：保健福祉センター)

事業の内容	実施日	受付時間	対象の方(児)	持ち物
3歳6ヶ月健診	1日(水)	13:00～14:00	H19年5月6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ
子育て相談	7日(火)	9:30～11:00	子どもの健康、食生活、予防接種等に関する相談を行います。	母子手帳
中期離乳食教室	8日(水)	9:30～10:00	H21年4月5月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票
1歳6ヶ月健診	15日(水)	13:00～13:30	H21年5月6月生まれの児 前回受けられていない児	母子手帳・質問票 ハブラシ・コップ

■ 問合せ先 保健福祉センター(保健師) ☎ 38-3314 / 38-5151 ■

2010年(平成22年)11月号  
通巻第374号

発行/甲良町企画監理課

〒522-0244

滋賀県犬上郡甲良町在士353-1

TEL.0749-38-5061

FAX.0749-38-5072

E-mail kikaku@town.koura.lg.jp

窓口業務時間の延長日は11月12日(金)・26日(金)  
午後7時まで窓口業務を延長します。

受付業務

①住民票

②戸籍(婚姻・出生・死亡など)

③印鑑登録・証明など

閉庁時間帯(休日/勤務時間外)

戸籍の届出のみ

※関連する手続きに、再度来ていただく場合がありますのでご了承ください。

本人確認できるものをご持参ください。例)免許証、パスポートなど

問合せ先 住民課 住民係 ☎38-5063